平成２４年（フ）第１１６８号
堺市北区中長尾町４丁３番30号　伊藤文化
債務者　紙谷　育夫
1　決定年月日時　平成24年12月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月14日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第１１８９号
大阪府大阪狭山市池尻中１丁目14番14号
債務者　南山　由美
1　決定年月日時　平成24年12月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月14日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第１２１８号
堺市堺区南清水町１丁１番37号
債務者　八柄　淳子
1　決定年月日時　平成24年12月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月14日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第３２５号
兵庫県川西市南花屋敷３丁目４番20号103
債務者　浦野　敬二
1　決定年月日時　平成24年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月14日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２４年（フ）第３２７号
兵庫県伊丹市緑ケ丘１丁目276番地１
債務者　石田　光男
1　決定年月日時　平成24年12月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月14日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２４年（フ）第３２８号
兵庫県川西市小戸３丁目23番13号
債務者　寺尾　裕子
1　決定年月日時　平成24年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月14日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２４年（フ）第３６６号
兵庫県伊丹市昆陽南１丁目５番７号近江文化２階５号、申立時の住所兵庫県伊丹市西野１丁目240番地１シャルマンコーポ伊丹２―1006号
債務者　武下　明美
1　決定年月日時　平成24年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月14日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２４年（フ）第７１３号
兵庫県尼崎市杭瀬南新町４丁目１番35号オーラコート杭瀬206号
債務者　谷村満里夫
1　決定年月日時　平成24年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月14日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第３３号
徳島県美馬郡つるぎ町貞光字江ノ脇119番地２
債務者　川野　幸一
1　決定年月日時　平成24年12月14日午前11時40分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月14日まで
徳島地方裁判所美馬支部

平成２４年（フ）第１４５号
福岡県飯塚市相田181番地93
債務者　八尋　健治
1　決定年月日時　平成24年12月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月14日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２４年（フ）第１４６号
福岡県飯塚市相田181番地93
債務者　八尋すみ子
1　決定年月日時　平成24年12月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月14日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２４年（フ）第４８５号
大分市大字城原2254番地の１　ミキハウス城原302
債務者　伊東　正之
1　決定年月日時　平成24年12月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月14日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第１０８号
北海道岩見沢市北６条西19丁目１番16号
債務者　伊藤登代子
1　決定年月日時　平成24年12月14日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月15日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２４年（フ）第１０９号
北海道空知郡南幌町栄町４丁目２番17―102号
債務者　柏谷　　浩
1　決定年月日時　平成24年12月14日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月15日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２４年（フ）第１１１号
北海道空知郡南幌町中央１丁目１番２―406号
債務者　柏谷多美子
1　決定年月日時　平成24年12月14日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月15日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２４年（フ）第３３９号
盛岡市永井21地割１番地28　旭荘103号、旧住所岩手県紫波郡矢巾町大字南矢幅第５地割55番地21
債務者　村上　　忠
1　決定年月日時　平成24年12月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月15日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２４年（フ）第７０号
石川県金沢市土清水３丁目19番地　土清水山手ハウス・403号、従前の住所石川県かほく市二ツ屋タ57番地
債務者　東谷三千代
1　決定年月日時　平成24年12月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月15日まで
金沢地方裁判所小松支部